

指 示 第 4 5 号

令和 6 年 4 月 1 8 日

首席矯正処遇官（処遇担当）

自営作業受刑者のテレビ視聴要領等について

標記について、令和 3 年 8 月 2 日付け達示第 3 6 号「被収容者のラジオ及びテレビ視聴等に関する実施細則」に定めるところによるほか、次のとおりとし、即日実施する。

なお、令和 3 年 8 月 2 日付け当職指示第 8 8 号「経理係受刑者のテレビ視聴要領等について」は、廃止する。

記

1 テレビ視聴要領

- (1) チャンネルは自由選択とするが、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認められる場合には、番組を指定又はテレビ視聴を中止するものとする。
- (2) テレビ視聴開始及び終了は、勤務職員が主電源により行うこと。
- (3) 共同室におけるテレビ視聴に当たっては、「テレビ視聴心得」（別紙 1）を厳守させて行わせること。

2 テレビ視聴の中止、停止の措置

- (1) 監督当直者は、受刑者が、上記 1 の（3）に定める「テレビ視聴心得」に違反した場合、当該居室における同日のテレビ視聴を中止する。
なお、監督当直者は、テレビ視聴を中止した場合、当該受刑者の処遇を担当する統括矯正処遇官にその旨を引き継ぐこと。
- (2) テレビ視聴に関し、遵守事項違反をじゃっ起した居室については、事案の内容により、当該居室の処遇を担当する統括矯正処遇官が期間（1 日以上 7 日以内）を定め、テレビ視聴の停止措置を執ること。
- (3) 受刑者の生活態度及び作業態度が不良と認められた居室については、当該受刑者の処遇を担当する統括矯正処遇官が期間（1 日以上 3 日以内）を定め、テレビ視聴の停止措置を執る。

3 テレビ視聴の中止、停止手続

- (1) 監督当直者がテレビ視聴中止の措置を執った場合、及びテレビ視聴対象者の処遇を担当する各統括矯正処遇官（以下「監督当直者等」という。）がテレビ視聴停止の措置を執ろうとする場合については、「テレビ視聴中止・停止簿」（別紙 2）に必要事項を記載の上、決裁を受けるものとする。
- (2) 監督当直者等は、テレビ視聴の停止又は中止の措置を執った場合、その期間を明らかにした表示板（別紙 3）を作成し、当該居室の扉に掲示するものとする。

4 「テレビ視聴心得」の備付け

テレビ視聴対象居室には、前記「テレビ視聴心得」を備え付ける。

別紙 1

テレビ視聴心得

テレビ視聴に当たっては、職員の指示、指導に従うほか、次の事項を遵守し、全員が快くテレビを視聴できるようお互いに協力すること。

1 視聴日及び視聴時間帯

曜日等	視聴時間帯
平日	午後 6 時から同 9 時まで ※ 大相撲放送時期は、午後 5 時 30 分から同 6 時までについてもテレビ視聴を認めるが、チャンネルは大相撲の放送局に固定とする。
休日	午前 9 時 30 分から同 11 時 30 分まで 午後 1 時 30 分から同 3 時 30 分まで 午後 5 時 30 分から同 9 時まで

2 放送局

原則として、自由選択とするが、事情によりテレビ視聴を停止したり、テレビ番組の変更を指示することがある。

3 テレビの取扱い

- (1) テレビは、定められた場所から移動させないこと。
- (2) チャンネル切替えは、丁寧に行うこと。
- (3) テレビの故障や調整が不良な場合であっても、テレビをたたいたり、勝手に修理や調整をせずに、必ず職員に申し出て指示を受けること。
- (4) 故障や火災の原因となることもあるので、テレビ本体の内部に絶対に物を入れないこと。
- (5) テレビ視聴の音量は、居室内で聞こえる程度に調整し、必要以上に高くしないこと。

4 視聴態度

- (1) 高声交談、口笛、指笛、拍手、奇声などの騒音を発する行為をしないこと。
- (2) 視聴している者に悪ふざけをするなど、他人の視聴を妨げる行為をしないこと。
- (3) 必ず座って視聴すること。ただし、就床後については、指定された就寝

位置で布団の上に横臥して視聴することを認める。また、テレビ視聴時に限り、頭を居室内中央に向けて差し支えない。

5 その他の注意事項

- (1) テレビ視聴中のラジオ視聴は認めない。テレビ視聴又はラジオ視聴のいずれか一方とする。
- (2) 一旦、テレビ視聴を辞退したときは、当日の再視聴は認めない。ただし、休業日については、午後のテレビ放映のみを辞退した場合に限り、夜間のテレビ視聴を認める。
- (3) テレビの故障の場合は、結果的にテレビ視聴ができなくなることを承知しておくこと。

なお、この場合の救済措置は行わない。

6 視聴の中止、停止等

テレビ視聴に関し、口論等の遵守事項違反があった場合やテレビ視聴心得に違反したときは、テレビ視聴を中止又は停止する。

また、生活態度及び作業態度が不良と認められた場合にも、一定の期間、テレビの視聴を停止するので承知しておくこと。

別紙 2

所 長	処遇部長	処遇首席	処遇次席	監督当直	処遇統括	担当者

テレビ視聴（中止・停止）書留簿

(元号) 年 月 日 ()		
居 房	中止日及び中止理由	停止期間及び停止理由
棟 階 第 室	(中止日) (元号) 年 月 日 (理由)	(停止期間) 日間停止 自 (元号) 年 月 日 至 (元号) 年 月 日 (理由)
棟 階 第 室	(中止日) (元号) 年 月 日 (理由)	(停止期間) 日間停止 自 (元号) 年 月 日 至 (元号) 年 月 日 (理由)
棟 階 第 室	(中止日) (元号) 年 月 日 (理由)	(停止期間) 日間停止 自 (元号) 年 月 日 至 (元号) 年 月 日 (理由)

別紙 3

テレビ視聴停止札

テレビ視聴中止札

テ レ ビ 視 聴 停 止	16 cm	テ レ ビ 視 聴 中 止
自 (元号) 年 月 日		自 (元号) 年 月 日
至 (元号) 年 月 日		至 (元号) 年 月 日
7 cm		7 cm